**買物ツアー再開にあたって**　　　 2019.2.5　築地市場営業権組合

一カ月余り中断していたにもかかわらず、買物ツアーにご参加くださり、大変有難うございます。買物ツアーを本日より再開いたします。

**１．買物ツアーの趣旨**

　買物ツアーは次の①～③のような趣旨で開催しているものです。

　①営業権（のれん）の存在を認めさせること

　　築地市場の業者は「のれん」に基づく営業権を持っています。

　　買物ツアーの取組みを通じて東京都も事実上、「のれん」の存在を認めまし

たが、今後、より明確に認めさせたいと思います。

②豊洲移転に伴う損失補償・損害賠償をさせること

　　東京都は、築地市場の業者に豊洲移転を強制しておきながら、引っ越し代を

含め一切の補償を行なっていません。

　しかし、公権力の行使により特定の者に特別の損失が生じた場合に補償し

なければならないことは憲法29条に定められています。

　私たちは、憲法29条に基づき正当な補償をすべきことを都に要請します。

③築地市場の再整備を図ること

　豊洲に移転した業者は売上げ減に苦しんでいます。仲卸業者の売上げは、２

～３割減ったと言われています。他方で、築地場外市場の業者も売上げ減に苦しんでいます。このままでは、豊洲も築地も共倒れになることがますます明らかになっています。

　共倒れを防ぐ最善の方法は、築地市場を再整備し、築地に市場機能を復活させることです。

　築地市場跡地をホテル・国際会議場にするとか、カジノにするとかの案が噂されていますが、都民の共有財産である築地市場跡地を一部大資本の利益のために利用されることなど許されるはずはありません。

　私たちは、都民に公正公平な価格で生鮮物を提供する公益的機能を果たしてきた築地市場を再整備すべきことを東京都に要請します。

　小池知事は「築地は守る」との公約を掲げていたのですから、築地再整備に応じなければ、業者や都民をダマして「違法な移転」を強行したことになり、大規模な国家賠償訴訟を打たれることになるでしょう。

**２．今後の取組み**

　築地市場営業権組合では、都の行なった業務停止処分及び改善措置命令に対する審査請求をすでに申請しました。また、いずれ国家賠償訴訟を提訴することも検討しています（詳しくは、<http://www.kumamoto84.com>を参照）

**買物ツアーをはじめ、これらの取組みへのご支援を今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。**

注1：買物ツアー日程は水谷和子氏のツイッター@mizunoyak又は上記HPをご覧下さい。

注2:都が「築地まちづくり方針(素案)」についてのパブコメを募集しています(裏面参

照)。ぜひ、「築地市場再整備」を盛り込むよう、コメントをお送りください。

**東京都の「築地まちづくり（素案）」についてのパブコメ募集について**

1.パブコメ募集についての説明のサイトは次の通り。

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/01/23/07.html>

2.提出方法

　メール又はファックス。

　メールの宛先は、[S0000175@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000175@section.metro.tokyo.jp)

　ファックスの送り先はFax:03-5388-1351、様式は下掲の様式をご利用ください。

3.期間

提出期間は2019年2月21日まで。

4.ファックスの様式(メールの場合も参考にしてください)

　下掲のとおり。個人の場合には氏名は不要、住所は区又は市町村まででＯＫ。

「築地まちづくり方針（素案）」に対する意見

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 個人 | 住所 |  | 性別 |  | 年齢 |  |
| 法人 | 所在地 |  | 法人名 |  | 業種 |  |
| 意見欄 | | | | | | |